

評価委員会の役割と今後の審議スケジュールについて

1 評価委員会の役割（根拠：地方独立行政法人法）

(1) 事前意見聴取

内 容	根拠規定	25年度審議
① 定款に規定している法人の種別の変更の際の意見	第8条第4項	—
② 業務方法書の作成・変更に対して市長が認可する際の意見	第22条第3項	有
③ 市長による中期目標の作成・変更の際の意見	第25条第3項	有
④ 中期計画の作成・変更に対して市長が認可する際の意見	第26条第3項	有
⑤ 中期目標期間の終了時に市長が所要の措置を講ずる際の意見	第31条第2項	—
⑥ 財務諸表に対して市長が承認する際の意見	第34条第3項	—
⑦ 一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって市長が承認する際の意見	第40条第5項	—
⑧ 限度額を超えて短期借入をするに当たって市長が認可する際の意見	第41条第4項	—
⑨ 短期借入の借換に当たって市長が認可する際の意見	第41条第4項	—
⑩ 出資等に係る不要財産の納付等について市長が認可する際の意見	第42条の2第5項及び第6項	—
⑪ 重要な財産の処分をするに当たって市長が認可する際の意見	第44条第2項	—

(2) 法人の業務実績の評価

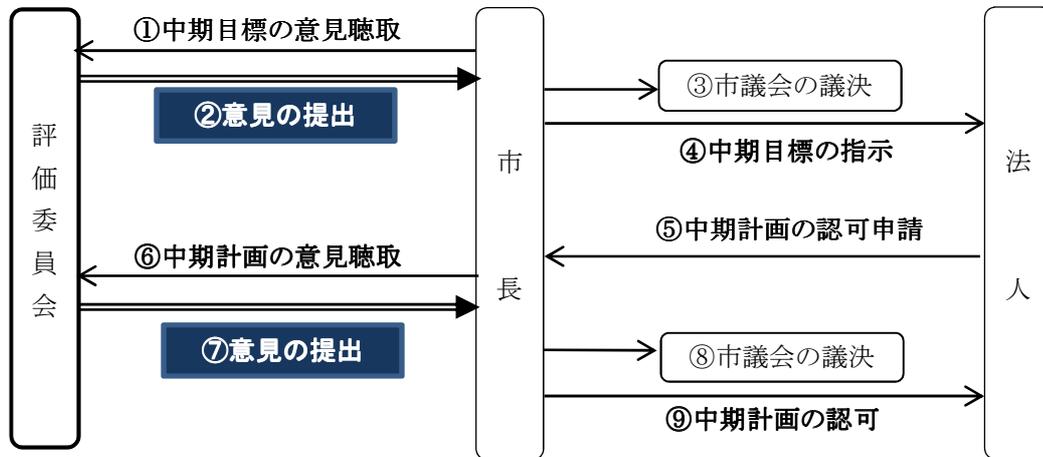
内 容	根拠規定	25年度審議
① 各事業年度における業務の実績についての評価	第28条	—
② 各事業年度における業務実績の評価結果の法人への通知	第28条	—
③ 各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	第28条	—
④ 各事業年度における業務実績の評価結果の通知・勧告の市長への報告及び公表	第28条	—
⑤ 中期目標期間における業務の実績についての評価	第30条	—
⑥ 中期目標期間における業務実績の評価結果の法人への通知	第30条 (第28条準用)	—
⑦ 中期目標期間における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	第30条 (第28条準用)	—
⑧ 中期目標期間における業務実績の評価結果の通知・勧告の市長への報告及び公表	第30条 (第28条準用)	—

(3) 意見の申出

内 容	根拠規定	25年度審議
① 一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する市長に対する意見	第56条第1項 (第49条第2項準用)	有

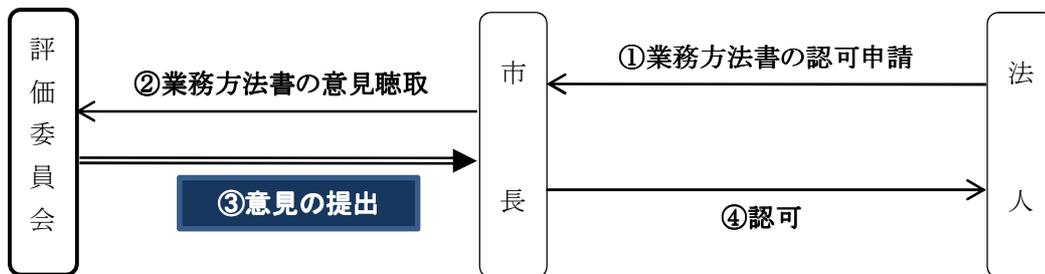
2 フロー図（平成 25 年度 評価委員会審議）

- ・市長による「中期目標」の作成・変更の際の意見〔法第 25 条第 3 項〕
- ・「中期計画」の作成・変更に対して市長が認可する際の意見〔法第 26 条第 3 項〕

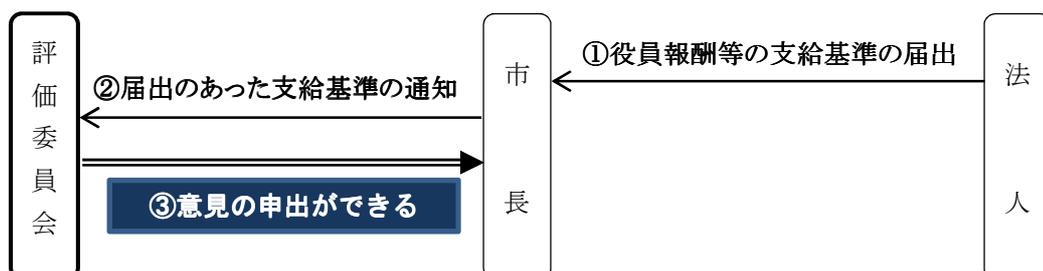


※ 中期計画は、本来、市が定める中期目標に基づき法人が定めるものであるが、料金に関する事項についても規定することになっていることから、法人設立時（H26.4.1）には定めておく必要がある。しかしながら、法人設立時まで、法人が存在しないことから、設立時の中期計画については、法人へ移行することになる病院事業局において、作成するものである。なお、これまで、法人化した自治体でも同様の取扱いをしている。（以下同様）

- ・業務方法書の作成・変更に対して市長が認可する際の意見〔法第 22 条第 3 項〕



- ・一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する市長に対する意見〔法第 56 条第 1 項(第 49 条第 2 項準用)〕



3 今後の審議スケジュール（予定）

区分	日程	内容
第1回	6月14日（金）	・委員長選任、スケジュール等
第2回	7月中旬	・中期目標①－素案の審議
第3回	8月下旬	・中期目標②－前回の審議を踏まえた修正案の説明、審議 ※中期目標（案）の市民意見募集（9月下旬～10月中旬）
第4回	11月上旬	・中期目標③－市民意見を踏まえた修正案の説明、審議 中期目標に係る意見のとりまとめ ・中期計画①－素案の審議
第5回	12月中旬	・中期計画②－前回の審議を踏まえた修正案の説明、審議 ・業務方法書、役員報酬等の審議
第6回	1月中旬	・中期計画③－前回の審議を踏まえた修正案の説明、審議 中期計画に係る意見のとりまとめ